

生涯学習振興の経緯等について

生涯学習社会の実現は、「個性重視の原則」、「国際化、情報化などの変化への対応」と並び、臨時教育審議会（昭和59年～62年）で打ち出された教育改革の基本理念の一つ。

文部科学省（旧文部省）は、昭和63年に生涯学習局を設置し、平成2年に制定した「生涯学習振興法」や同法の規定により設置された生涯学習審議会の答申等に基づき、生涯学習社会の実現に向けた基盤整備に努力。（平成13年の省庁再編に伴い、生涯学習審議会は、中央教育審議会に統合され、生涯学習分科会として設置。）

平成18年に教育基本法が改正され、第3条に新たに「生涯学習の理念」を規定。

年 月	事 項
明治5年	「学制」発布
大正13年12月	社会教育課を設置
昭和4年7月	社会教育局を新設
22年3月	「旧教育基本法」制定 「学校教育法」制定
24年6月	「社会教育法」制定
40年	ユネスコの会議において、「生涯教育」の必要性・重要性を提示
46年5月	「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」答申 (社会教育審議会)
56年6月	「生涯教育について」答申（中央教育審議会）
59年～62年	臨時教育審議会が4次にわたる答申で「生涯学習体系への移行」等を提言
63年7月	社会教育局を改変し生涯学習局を設置
平成2年1月	「生涯学習の基盤整備について」答申（中央教育審議会） 「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」制定
8月	生涯学習審議会の発足
4年7月	「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」答申
8年4月	「地域における生涯学習機会の充実方策について」答申
9年3月	「生涯学習の成果を生かすための方策について」審議の概要
10年9月	「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」答申

11年6月	「生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ」 「学習の成果を幅広く生かす」 答申
12年11月	「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」 答申
13年1月	中央教育審議会生涯学習分科会の発足
14年7月	「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」 答申
15年3月	「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」 答申
16年3月	「今後の生涯学習の振興方策について」審議経過の報告
18年12月	「教育基本法」改正
20年2月	「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～」 (答申)
20年7月	「第1期教育振興基本計画」閣議決定
23年1月	「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」 答申
25年1月	「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」取りまとめ
25年6月	「第2期教育振興基本計画」閣議決定
25年9月	「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理」取りまとめ
26年6月	「子供たちの豊かな学びのための放課後・土曜日の教育環境づくり～“あったらいいな”を実現する夢の教育～」取りまとめ
27年4月	「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について」、「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」諮問
27年12月	「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について」 答申
28年5月	「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」 答申